

2312

10
10
376

愛媛縣違警罪目

明治十八年十一月現行

伊豫松山向陽社藏版

035487-000-8

特54-845

愛媛県違警罪

中川 義清 / 編

M18

BBP-0027



SIES

愛媛縣違警罪目

明治十八年十一月

愛媛縣違警罪

- 第一條 左に諸件を犯しある者は三日以上十日以下に拘留に處し又之壹圓以上壹圓九拾五錢以下の科料に處す
- 一 病死禽獸の肉たるを知り若くは其品種と詐り食料に販賣したる者
 - 二 産婆營業取締規則に違背したる者
 - 三 濫りよ人の頭髪を切斷したる者

- 四 漁業規則に違背したる者
- 五 旅行免状を持ざる外國人を私に止宿せしめたる者
- 六 官署に告るに詐て實を以てせざる者
- 七 但刑法に明文ある者の此限にあらざる神佛祭事其他事あるに際し正當の理由を以てし罰くして警察官の制止を肯ぜざる者
- 八 賭博に用ゆる骨子骨牌を製造又は販賣し

及び携帯したる者

- 第二條 左の諸件を犯したる者を二日以上五日以下の拘留に處し又は五拾錢以上壹圓五拾錢以下の科料を處す
- 一 人身の健康と害する物品を用ひ食用に供すべき禽獸魚介を捕へたる者
 - 二 齒拔營業取締規則に違背したる者
 - 三 針治療治及灸治營業取締規則に違背した

る者もの

四 水標水除杭蛇龍等に妨害をなし又ハ之を

採取たる者もの

五 布達に違背して道路橋梁河海堤防水刳堰

埋樋等を修理し或は變更新設したる者もの

六 布達に違背して富籤類似ニ處業を爲した

る者もの

七 採藻取締規則に違背したる者もの

る者もの

八 人に合力を申掛け又ハ物品強賣乃處爲あ

る者もの

九 婚姻祝儀等の節事故に託去往來又は其家

宅等に妨害爲したる者もの

十 布達に違背して政事ニ關せざる事項を講

談論議したる者もの

十一 郷貫氏名を詐稱して旅店に宿泊し又ハ

貸坐敷又於て遊興し及船舶に乗込たる者もの

十二 墓地及埋葬取締規則並に細則に違背したる者

十三 布達に違背して檣燈舷燈を修繕若しくは販賣し及び碇泊燈漁船燈紅燈黒球等を製造販賣したる者

十四 布達に違背して薬舗營業を爲したる者

十五 茶業組合準則第一條第三條中第一項第三項及び第五條に違背したる者

第三條 左の諸件を犯したる者は一日以上三日以下の拘留に處し又は貳拾錢以上壹圓貳拾五錢以下の科料に處す

- 一 濫りに他人の營業を妨げたる者
- 二 濫りに牛馬と放飼したる者
- 三 威銃規則に違背したる者
- 四 濫りに他人持場の秣を刈り又は苗代草を取りたる者

五 他人并に組合持の田水を恣に我田へ引入れたる者

六 他人の魚籾及び漁獵場を妨害となし又は免許なき場處に魚籾を設けたる者

七 神社佛閣の器物并に他人墳墓に供品物を汚損しする者

八 神佛祭事其他事故に託し強て出費を促さる者

九 神佛祭事に乘し妨害をなしたる者

十 官署又は官吏より召喚を受け正當の理由なくして出頭せざる者

十一 官署に用ゆる徽章及び之に紛らはさる徽章ある物品を濫り又使用しする者

十二 布達を違背して濫り又官有地又は民有の堤上堤腹を使用せたる者

十三 路上に於て新聞紙雑誌等と讀賣せたる

者もの

十四 戯たわぶに鶏とり犬牛いぬうしを闘たがひはし或あるの官許あると得えす
て競馬きそばを爲なしたる者もの

十五 布達おふれに違背そむきし無願無届ねがわぬていげきにして地方税ちほうぜいに
屬あつする諸營業しよぎやうを爲なす者及および其賣上收益等そのうりあげりえきとう
の金高きんたかを期限きげんに届出とどめだざる者

第四條 左の諸件しよけんと犯おかしたる者ものの一日いちにちの拘留とめおさに
處あし又またの拾錢せんい以上壹圓いっぴん以下以下は料料くりりように處あす

一 人ひとの流動うごく又またの汚穢物きたがきもの若もしくは石礫等いしつぎとうを抛なげ
したる者もの

二 喧嘩けんくわ口論こうろん及および人ひとの自由じゆうを妨さまたげ且かつ驚愕おどろすべ
き噪鬧こさうとなしたる者もの

三 布達おふれに違背そむきして鼠蠅取藥ねづかほしどりくすりと調製販賣ていせいはんばいし又また
は受賣うけうりしたる者もの

四 布達おふれに違背そむきして石工石灰燒渡世いしやくいしばいやきとせの者もの火藥くわやく
を用もちひたる者もの

- 五 布達に違背して藥品と製練販賣したる者
- 六 河川海岸の堤防、水理に害ある場處に於て砂石を採りたる者
- 七 堤防道路山林田野園圃等を堀り又ハ土石を採りたる者
- 八 他人の水車水碓等に妨害をなしたる者
- 九 濫りに獸類を屠りて其掃除を怠りたる者
- 十 他人の植籬墻垣に妨害をなし又ハ山林園圃等に於て濫りに獸類を屠りて其掃除を怠りたる者

- 十一 園圃に於て濫りに枯枝落葉を拾取たる者
- 十二 布達に違背して出產流産又は死体分娩等の届をなさ、る者
- 十三 布達ニ違背して戸主若くは納税の義務ある者旅行届をあさ、る者
- 十四 布達に違背して諸賑興行をなしたる者
- 十五 實印を他人に預け及ハ預りたる者
- 十六 人力車取締規則に違背したる者

第五條 左の諸件を犯したる者は五錢以上五拾錢以下の科料を處す

一 他人の干物并に干場に妨害をなしたる者

二 他人持場は海藻類を濫りに採取したる者

三 舟船中へ土芥瓦礫竹木汚物等を投棄したる者

四 劇場寄席其他觀せ物等へ無錢よて立入り

或は見物人又は聽衆の妨害をなす制止を

肯せざる者

五 酔に乘し又ハ戯に往來の妨害となしたる者

六 免許醫と雖ども布達に違背して開業したる者

七 男にして女装し女にして男装したる者
但神佛祭事其他賑等ノ節は此限にあらす

- 八 布達に違背して轉籍轉居届をなさゝる者おふれ そむき てんせきてんたくぞり
 - 九 布達に違背して擅に軍用銃を毀敗したる者おふれ そむき ぼんばいしんぐんりつぽう こわち
 - 十 禁止の榜示あると犯したる者とどめ たてふた おめ
 - 十一 布達に違背して弓馬槍劍柔術等の業を營みたる者おふれ そむき ゆみまやりけんやわらどう ぼてい
 - 十二 街路取締規則に違背したる者まち とりしまりきそく そむき
- 但刑法に明文あるものは此限にあらずたゞしけいほふ あきりあるがん このせり

- 十三 夜中燈火あくして牛馬諸車を牽き又は乗馬したる者よるぞせしひ うちまぐるま かつ また ひま
- 但軍人軍屬定制ある服帽着用の節及び耕作の用に供する者は此限りにあらずたゞしいくさびどのきだめ ぶらふくきたる せつ およ こうさく そめへ
- 十四 道路に於て便處よあらざる場處へ大小便をなし又ハ幼稚にあさしめさる者みちばた おい こうよう せうご
- 十五 惡臭を發する肥糞類を入れたる器物に蓋を用ひざる者あしきにおひ ばつ こへるい うちはその うつはその ふた におち

十六

男女入込おとこおんないりこみの洗湯あらいゆ營業ごうぎやをなしたる者もの

十七

路上みちばたよ於て裸体はだかみ袒裼たんでい其他そのほか醜体みにくきありを見したる者もの

但し本條第十三十四十五十六十七項の當分の内讃岐國大内郡引田松原三本松寒川郡津田志度長尾香川郡高松市街及接續町村百相及接續村阿野郡瀧ノ宮坂出鵜足郡土居宇多津那珂郡丸龜市街及接續町村琴平及接續町村多度郡多度津三野郡仁尾豐田郡觀音寺和田濱

伊豫國宇摩郡川ノ江上分三島具定中ノ

庄新居郡新居濱西條市街及接續町村大町氷見周布郡小松丹原桑村郡壬生川新町越智郡櫻井今治市街及接續町村野間郡波止濱新町宮脇濱村風早郡北條辻村和氣郡三津市街及接續町村温泉郡松山市街及接續町村道後村ノ内湯月町松ヶ枝町及接續個處久米郡川上上浮穴郡久萬伊豫郡濱村接續筒井村ノ内字宗意畑此黒田村字地藏町三島町及接續村港町及接續町村喜多郡中山及接續町村内ノ

子及接續町村新谷中村常盤町大洲市街
及接續町村長濱西宇和郡八幡濱及接續
町村川ノ石及接續町村東宇和郡卯ノ町
及接續村北宇和郡吉田市街及接續町村
宇和嶋市街及接續町村岩松に限り施行
す

明治十八年十月廿九日出版御覽

全 十二月一日 出版

愛媛縣士族

編輯兼 出版人 中川義清

伊豫國温泉郡松山西町十六番地

伊豫松山

發兌所 向陽社

2R-87

遼東河 向 湖 岳

帶 遼 岳 山

西 四 十 六 營 駐
毛 總 國 監 察 署 駐 山

出 湖 人

中 川

遼 河

遼 東 總 署

全

十二 月 一 日

出 湖

即 帝 十 八 年 十 月 廿 二 日 出 湖 歸 國